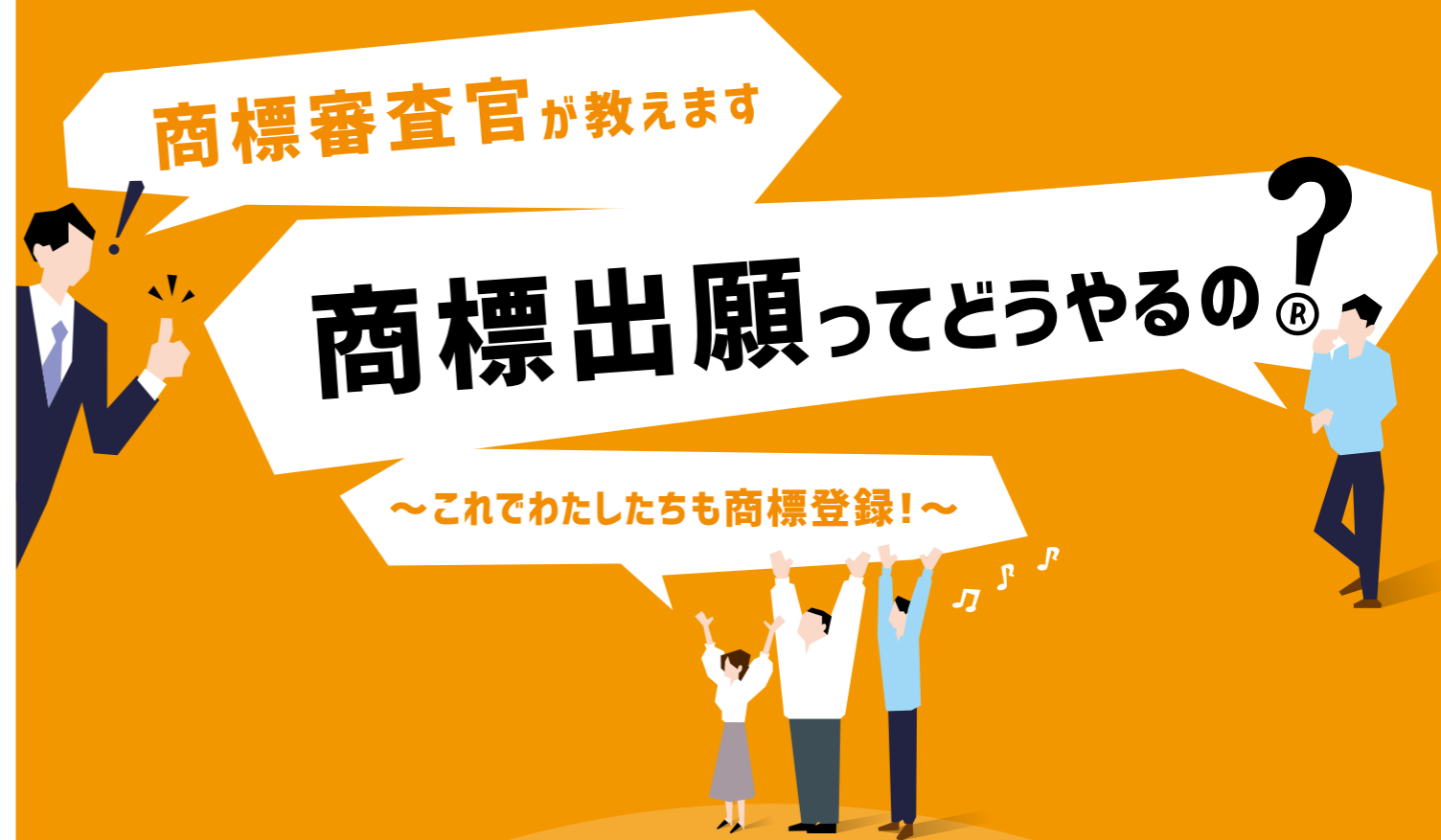
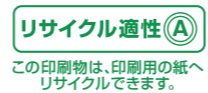




<https://www.jpo.go.jp>

商標審査官が教えます  
商標出願ってどうやるの？  
～これでわたしたちも商標登録！～  
2021年7月 初版発行  
2022年4月 第2版発行  
2023年4月 第3版発行  
経済産業省 特許庁 審査業務部 商標課

【お問合せ先】  
経済産業省 特許庁  
審査業務部 商標課 商標審査推進室  
TEL：03-3581-1101(内線2855)



# 商標登録の Step は5つ!

商品やサービスにつける「ロゴマークやネーミング」(商標)を他の人にまねされたくない、自分の会社のブランドとして育てていきたい、という場合には特許庁に商標登録しておくのがおすすめです。商標登録するためには、お金(出願料)を支払って特許庁に申請し、審査を受ける必要があります。審査の結果、登録が認められなかったとしても返金されません。スムーズに登録できるよう、それぞれの Step の説明をよく確認して申請の準備をしましょう。



自分でできるか自信がないから誰かに相談したいな...

知財の専門家である弁理士に相談することをおすすめします。また、全国47都道府県に設置されている知財総合支援窓口でも無料でアドバイスを受けられます。

→ P27



どれぐらいの割合で登録査定になりますか?

出願全体の約65%が問題なくスムーズに登録査定となっています。残りの約35%は、登録できない理由があることをお知らせする「拒絶理由通知」が送付されています。「拒絶理由通知」が送付された出願も、特許庁に「手続補正書」や「意見書」などの追加の書類を提出することで、最終的に登録査定となるものもあります。



「登録できない理由」として、どのようなものが多いのですか?

拒絶理由が通知されたもののうち、多かった理由は次のとおりです。

商品・サービスの記載が不明確	約40%
類似する他人の先行登録商標がある	約35%
商標に識別力がない	約20%
広範囲な商品・サービスを指定している	約15%

- P5 Step 2 参照
- P9 Step 3 参照
- P3 Step 1 参照
- P5・18 Step 2、Step 4 参照



→ P3

## Step 1



### ロゴマークやネーミング(商標)の決定

商品やサービスの内容や特徴を表す文字のみは商標登録することができません。商品やサービスのネーミングは、その内容や特徴がよく伝わるように考えることも多いと思いますが、その場合は、内容や特徴をうまく伝えつつもオリジナリティあふれる商標にすることがポイントです。

→ P5

## Step 2



### 商標を使う商品・サービスの指定

商標登録する際は商標だけでなく、その商標をどのような商品・サービスに使うかも指定します。商標が登録されると、その商品・サービスの範囲内では、あなただけがその商標を使って商売することができます。指定する商品・サービスは、商標の権利範囲を決定するため、重要です。もし、誰かが似ている(※)商標を使って無断で商売をしていたときにはその商標の使用の中止を求めたり、損害賠償を請求できるようになります。

※特許庁では「同一」と「類似」の言葉を使い分けていますが、この冊子では読みやすさの観点から、「似ている」や「似たような」の言葉に「同一」の意味も含めています。

→ P9

## Step 3



### 似たような登録商標がないか調査

自分より先に、他人が似たような商品・サービスの範囲で、似たような商標を登録している場合は、商標登録することができません。そのような他人の登録商標がないか出願前に調査しておく、登録できないリスクや、知らないうちに他人の権利を侵害してしまうリスクを抑えることができます。

→ P14

## Step 4



### 出願書類の作成と出願

Step 3 までできたら、実際に出願書類(願書)を作成します。願書ができたらよいよ出願です。



特許庁に支払う出願費用(2023年4月現在)

出願手数料	3,400円+(区分数×8,600円)
紙で出願した人は出願手数料に加えて電子化手数料	2,400円+枚数×800円

### 審査順番待ち期間は約6か月

2023年4月現在、出願してから約6か月程度、審査の順番待ち期間があります。

→ P21

## Step 5



### 出願後の流れ

出願すると特許庁で審査が行われます。特許庁の審査官が登録できると判断した場合は「登録査定」という書類が届きます。「登録査定」を受け取ってから、30日以内に登録料を支払うと、商標登録が完了します!



特許庁に支払う登録費用(2023年4月現在)

登録料(10年分一括納付)	区分数×32,900円
登録料(5年分分割納付)	区分数×17,200円

# Step 1 ロゴマークやネーミング(商標)の決定



例えば、以下のような商標は「識別力」がないため、登録できません!

	商標	使用する商品・サービス
地名+商品名からなるもの	湘南二宮 オリーブ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 湘南地方二宮町産のオリーブを原材料とするオリーブオイル</li> </ul> <p>「湘南二宮産のオリーブ」というオリーブオイルの品質・原材料を表しているにすぎないため、登録できません。</p> <p><small>※ 地名と商品名からなる商標は、一定の要件を満たした場合、「地域団体商標」として登録される例もあります。 知財高判平成27年1月28日裁判所HP参照(平成26年(行ケ)第10152号)</small></p>
商品の品質を表したもの	メロンまるごと クリームソーダ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● メロンを用いたクリームソーダ</li> </ul> <p>「メロンの果肉や果汁を丸ごと使ったアイスクリームソーダ」という商品の品質を表しているにすぎないため、登録できません。</p> <p><small>知財高判平成28年4月14日裁判所HP参照(平成27年(行ケ)第10232号)</small></p>
サービスの質を表したもの	ネットワーク おまかせサポート	<ul style="list-style-type: none"> <li>● コンピューターネットワークに関連する電子応用機械器具・電気通信機械器具等の修理又は保守</li> </ul> <p>「コンピューターネットワークに関する設定などを業者に任せてサポートしてもらう」というサービスの質を表しているにすぎないため、登録できません。</p> <p><small>知財高判平成26年8月6日裁判所HP参照(平成26年(行ケ)第10056号)</small></p>
宣伝・広告文句として一般的に使われているもの	お客様 第一主義の	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家事の代行 等</li> </ul> <p>顧客を大切にするとの基本理念や姿勢等を表すのに一般的に使われる宣伝・広告的な言葉を表しているにすぎないため、登録できません。</p> <p><small>知財高判平成25年11月27日裁判所HP参照(平成25年(行ケ)第10254号)</small></p>

もっと詳しく

「識別力」とは

識別力とは、あるロゴマークやネーミング(商標)について、自分の商品・サービスが、他人の商品・サービスと区別されるように認識させる力のことです。識別力の有無は、使用する商品・サービスとの関係で判断されます。

商品	商標	
果物	BANANA	→ 識別力なし
パソコン	BANANA	→ 識別力あり

もっと詳しく

識別力のある文字やロゴと組み合わせれば登録できる?

識別力のない文字であっても、識別力のある文字やロゴ(図形等)とセットであれば登録できます。ただし、識別力のない文字の部分の部分を独占できる訳ではありません。右の例では、識別力のない文字「和歌山みかんジュース」に、識別力のある図形が組み合わせられています。



使用する商品：和歌山県産のみかんを使用した果実飲料



商標を考えたときのポイントはありますか?

商標に識別力がない!  
(商標法第3条第1項各号)  
拒絶理由が通知された出願の約20%がこの理由によるものです



商品やサービスの特徴などを商標に含める場合は、特徴をうまく伝えつつオリジナリティあふれる商標(識別力のある商標)にすることがポイントです。



出願した後に商標を変更することはできますか?

できません。新たな商標として申請する必要があります。その際、新たに申請のためのお金を支払う必要があります。



「識別力」がある商標にする

# Step 2

## 商標を使う商品・サービスの指定



### 願書に記載する商品・サービスの例

願書には、自分の扱っている商品・サービスと将来扱う予定のある商品・サービスを記載するようにしましょう。記載する際には、少し聞き慣れない言葉に置き換えて記載しなければ「商品・サービスの記載が明確でない」として登録できない可能性があります。ここではその一例を紹介します。

<p>「アパレルメーカー」をやっているときは…?</p>	<p>第25類 被服</p> <p>「被服」は、「洋服」「コート」「セーター」「下着」「靴下」「帽子」等、人が着用するものを広く含む商品の記載です。このように様々な商品を含む商品に記載すれば、その下位概念の商品も含めて権利化できます。</p>	
<p>化粧品を仕入れて「ネット通販」をやっているときは…?</p>	<p>第35類 化粧品・歯磨き及びせっけん類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供</p> <p>八百屋、肉屋、酒屋、眼鏡屋、本屋、家具屋、スーパー、コンビニ、百貨店等のいわゆる小売業、卸売業のサービスは、「○○の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」のように記載します。</p>	
<p>「Webデザイン会社」をやっているときは…?</p>	<p>第42類 ウェブサイトの作成又は保守</p> <p>ウェブ上でダウンロードできるアプリを売っている場合には、例えば、第9類「アプリケーションプログラム」も検討しましょう。</p>	

<p>「居酒屋」をやっているときは…?</p>	<p>第43類 飲食物の提供</p> <p>テイクアウトをしている場合は、例えば、第30類「弁当」も検討しましょう。</p>	
<p>「ネイルサロン」をやっているときは…?</p>	<p>第44類 爪の美容</p> <p>もし、オリジナルのネイルシールを製造・販売しているときには、例えば、第3類「ネイルシール」も検討しましょう。</p>	

※「第○類」とは、商品・サービスのカテゴリ(区分)のことです。この区分の数に応じて出願料・登録料が変わります。

特許庁に支払う 出願・登録費用 (2023年4月現在)

出願手数料	3,400円 + (区分数 × 8,600円)
登録料 (10年分一括納付)	区分数 × 32,900円
登録料 (5年分分割納付)	区分数 × 17,200円

商品・サービスの記載に問題あり!  
(商標法第6条第1項・第2項) 拒絶理由が通知された出願の約40%がこの理由によるものです

約40%

商品・サービスを願書に記載するときのポイントはありますか?

「商品・サービスの記載が明確でない」は、最も多い拒絶の理由です。特許庁が公開している商品・サービスのリストから選ぶと、拒絶されることがないためおすすめです。具体的な検索方法は次ページ以降で説明します。

他に気をつけることはありますか?

願書に記載する商品・サービスに、自分が扱う予定のない商品・サービスを記載してしまうと、登録できない可能性や、登録されても取り消されてしまう可能性もあります。(商標法第3条第1項柱書、第50条)

出願後に商品やサービスを追加できますか?

できません。異なる商品・サービスで商標登録したい場合には、新たに商標を出願する必要があります。そのため、願書に記載する商品・サービスは、出願時によく検討しましょう。

## J-PlatPatを使った商品・サービスの検索 「商品・役務名検索」から探す

「J-PlatPat」で、特許庁が明確と認める商品・サービスのリストを検索できます。特許庁ではサービスのことを「役務(えきむ)」と言います。この冊子では分かりやすさの観点から、基本的に「サービス」の語を使用しています。



1 J-PlatPatの「商品・役務名検索」で、「検索キーワード」に検索したい商品・サービスを入力します。



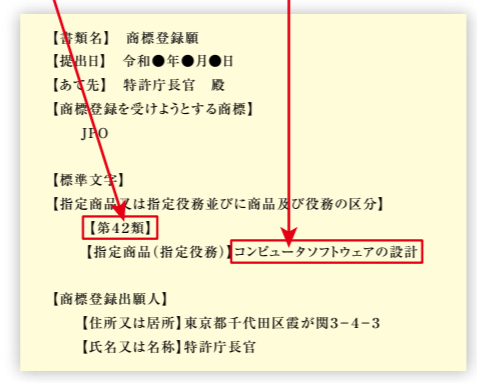
<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/t1201>



2 検索結果から、出願する商標を現在扱っている、又は扱う予定のある商品・サービスの表示を選びます。また、商品・サービスの区分も願書に記載する必要がありますので確認しておきます。




3 願書に記載する場合は、2で選んだ区分を【第○類】の欄に、2で選んだ商品・サービスを、【指定商品(指定役務)】の横に書きます。



データ種別が不可の表示は、使うことができません。





**願書の【指定商品(指定役務)】に記載する商品・サービスの表示は J-PlatPatに掲載されているものから選ぶのがおすすめ**

**商品・サービスの区分【第○類】を正しく願書に記載する**

## J-PlatPatを使った商品・サービスの検索 他社の登録例を参考にする

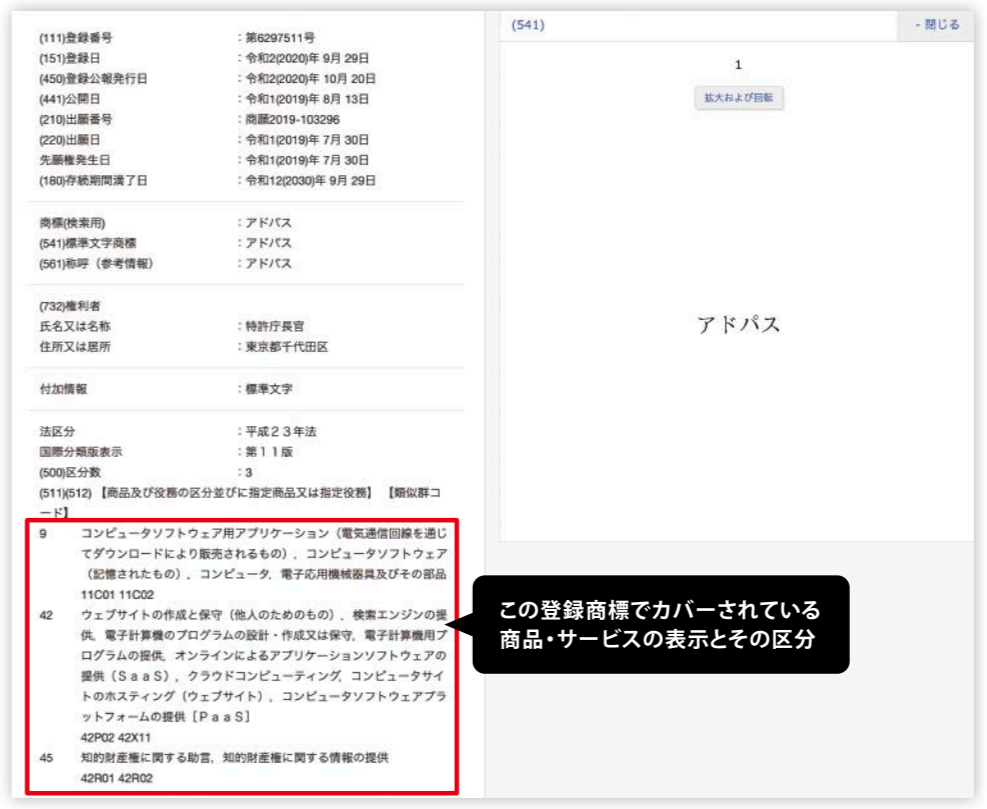


どんな商品やサービスとするべきかわかりません。

似たような事業を行っている他者の登録例を参考にする方法があります。ただ、その場合でも、商品・サービス名をJ-PlatPatの「商品・役務名検索」で確認してください。国際的な取決めの変更等により、その商品・サービス名が使えなくなっていることがあります。



J-PlatPatの「商標検索」で、自社と同じような商品・サービスを扱う企業の商標を検索し、記載されている商品・サービスを参考にすることもできます。検索方法は「J-PlatPatを使った検索」(P10)を参照してください。



この登録商標でカバーされている商品・サービスの表示とその区分

### もっと詳しく 自分が扱う商品・サービスに合う表示が見つからないときは？

J-PlatPatで検索しても、自分が扱う商品・サービスに合う表示が見つからない場合や、「商品・役務名検索」でヒットした表示に自分が扱う商品・サービスが含まれるか不安な場合は、弁理士に相談するとよいでしょう。また、知財総合支援窓口でも無料でアドバイスを受けられます。

広い範囲の商品・サービスを指定している場合には、実際に商標を使用するか疑わしいと判断され、拒絶理由が通知されます。ただし、追加の書類を提出することで登録できるようになります。

➔ P18



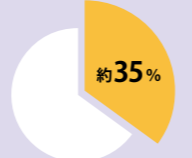
# Step 3

## 似たような登録商標がないか調査



### J-PlatPatを使った検索

類似する先行登録商標あり!  
(商標法第4条第1項第11号)  
拒絶理由が通知された出願の  
約35%がこの理由によるものです



商標と商品・サービスが決まったら、  
似たような登録商標がないか、  
出願前に調査しておきましょう。



似たような登録商標があるかどうかは、  
どこで調査できますか?

J-PlatPatの「商標検索」で検索することができます。  
詳しく調査したい場合や、  
検索が難しいロゴマーク入りの商標を調査する場合は、  
弁理士に相談することをおすすめします。  
また、知財総合支援窓口でも無料でアドバイスを受けられます。



## J-PlatPatを使った検索

J-PlatPatの「商標検索」で、出願する商標の文字や読み方(全角カタカナ)を入力して検索してみましょう。  
「?」を使うと前方・後方・中間一致検索ができます。全ての項目を入力しなくても検索できます。



<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/t0100>



No.	出願番号/ 登録番号/ 国際登録番号	商標見本	商標 (検索用)	称呼 基準 ▲	称呼 (参考情報)	区分	出願人/ 権利者/ 名義人	出願日/ 国際登録日 ▲ (事後指定日)	登録日 ▲	ステータス ▲	各種機能
1	<a href="#">登録6297511</a> (商願2019-103296)		アドバス	-	アドバス	09 42 45	特許庁長官	2019/07/30	2020/09/29	存続-登録-継続	経過情報 公表表示 URL
2	<a href="#">登録6297512</a> (商願2019-103297)		ADPAS	-	アドバス	09 42 45	特許庁長官	2019/07/30	2020/09/29	存続-登録-継続	経過情報 公表表示 URL

J-PlatPatの操作マニュアルにはロゴマーク入りの商標(図形商標)の検索方法も載っています。



[https://www.inpit.go.jp/j-platpat\\_info/reference/index.html](https://www.inpit.go.jp/j-platpat_info/reference/index.html)



### J-PlatPatで似たような商標が登録されていないかを調査する

## 「商標」が似ていると判断された例



「商標」が似ているかどうかは、どう判断すればよいでしょうか？

審査では、商標が似ているかどうかについて、商標の外観(見た目)・称呼(読み方)・観念(意味)を総合的に判断します。



出願商標	他人が先に登録していた商標	
C I S	C I S	外観が類似し、「シアイエス」の称呼が同一。 <small>知財高判平成20年12月25日裁判所HP参照(平成20年(行ケ)第10285号)</small>
		頭蓋骨と2本の骨片を組み合わせた構図が共通。差異は微差の範囲にとどまる。 <small>知財高判平成25年6月27日裁判所HP参照(平成25年(行ケ)第10008号)</small>



一見すると、見た目が似ていないような商標でも、似ていると判断された例があるようです。

結合商標の例ですね。複数の文字を組み合わせた商標や図形を含む商標を「結合商標」といいますが、このとき、審査官は、商標全体のうち重要な部分(「要部」といいます)を分離して商標が似ているかを判断することもあります。



### もっと詳しく 結合商標の事例

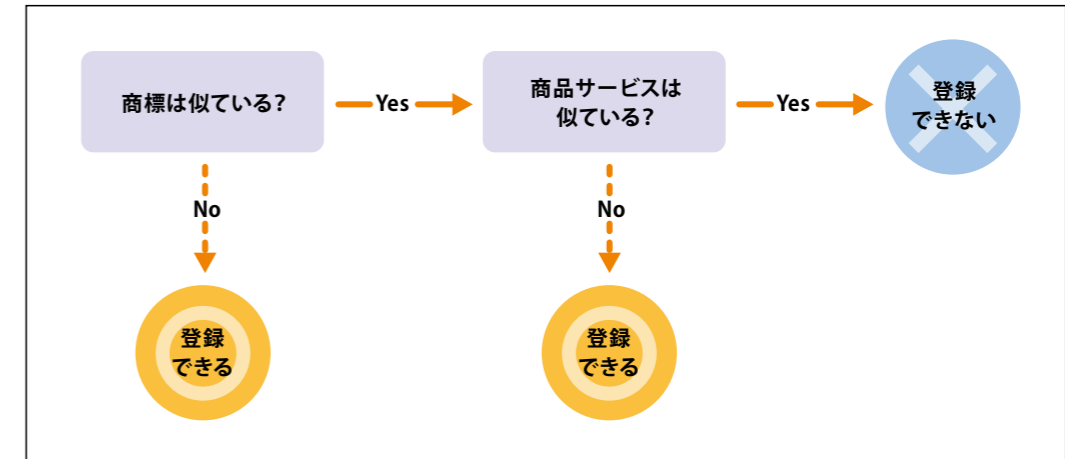
この事例は、牛の図形部分と「EMPIRE」の文字部分と「STEAK HOUSE」の文字部分とを組み合わせた結合商標と、「EMPIRE」の文字の商標が似ているかどうか、裁判所で争われたものです。裁判所は、出願商標の指定役務「レストランにおける飲食物の提供」を行う業界では、お店の名前や看板に、牛の図形や「STEAK HOUSE」の文字が一般的に使われているといった事情があることから、それらは、他人のサービスと区別させる力が弱い部分と判断しました。そして、出願商標全体のうち「弱い部分」と判断されたものを除くことで、「EMPIRE」という文字部分を出願商標の「要部」と捉え、その要部が他人の登録商標「EMPIRE」と比べて似ていると判断しました。

出願商標	他人が先に登録していた商標	
	EMPIRE	要部(EMPIREの部分)を比較すると、外観が紛らわしく、「エンパイア」という称呼と「帝国」という観念が同一。 <small>知財高判令和元年12月26日裁判所HP参照(令和元年(行ケ)第10104号)</small>



似たような商標がありました。登録は諦めるしかないでしょうか。

商標が似ていても、商品・サービスが似ていない場合には、登録することができます。以下のように考えるとよいでしょう。



以下の例では、商標は似ていますが、商品は似ていないため、両方登録されます。



商標	JPO	商標	JPO
	自動車 		パーソナルコンピュータ 
使用する商品		使用する商品	



商品やサービスが似ているかどうかをどう判断すれば良いですか？

特許庁では商品・サービスに「類似群コード」という5桁の英数字をつけています。似ている商品・サービスには同じ「類似群コード」がついていますので、そちらをご確認ください。

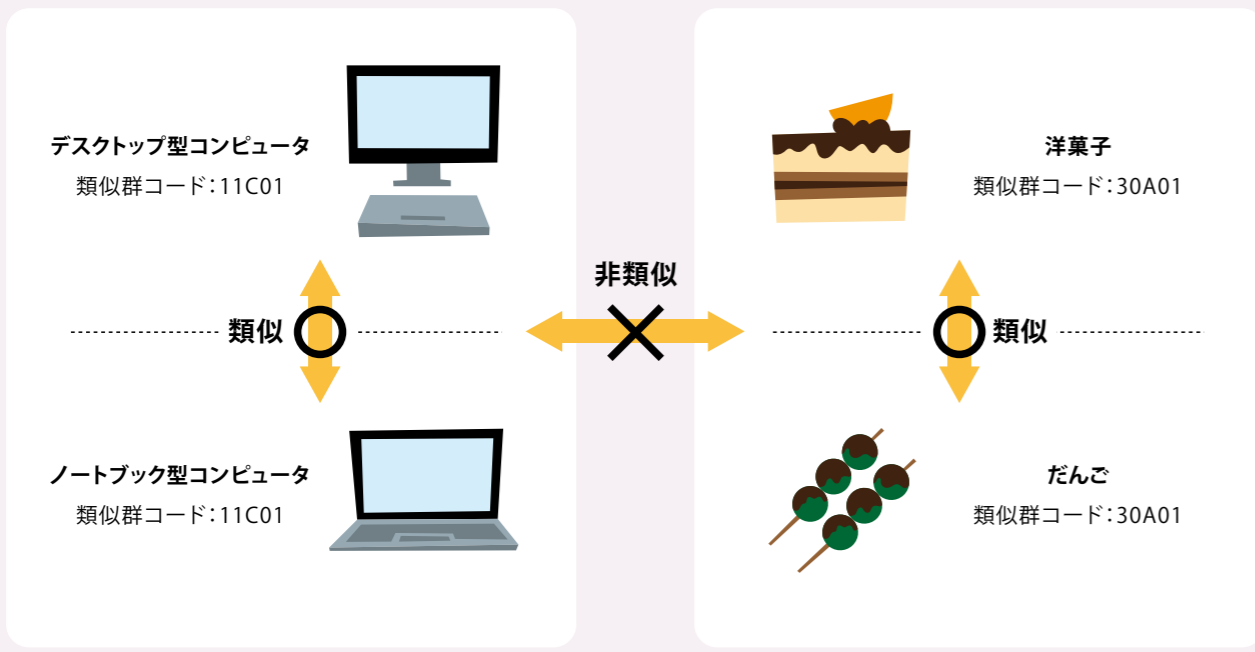


もっと詳しく 類似群コードとは

類似群コードは、取扱業者や内容などの共通性がある商品・サービスをグルーピングしたものです。審査官は、同じ類似群コードがついた商品・サービスを「似ている商品・サービス」と判断します。



類似商品・役務審査基準  
[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/ruiji\\_kijun/index.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/ruiji_kijun/index.html)

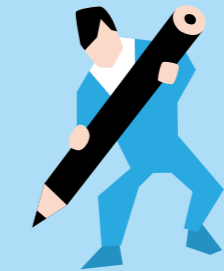


商標が似ていて、商品・サービスも似ている登録商標を見つけた場合や、商標が似ているかどうか迷う場合には、その商標の使用を避けるか、弁理士に相談するとよいでしょう。また、知財総合支援窓口でも無料でアドバイスを受けられます。



# Step 4

## 出願書類の作成と出願



### インターネット出願に役立つサイト

Step1~3までの準備が整ったら、いよいよ願書を作成して特許庁に出願です。願書の作成・出願の手続きは、弁理士に代理してもらうこともできますし、自分で行うこともできます。「インターネット出願ソフト」をダウンロードすれば、インターネットでの出願ができます。知財総合支援窓口にはインターネット出願できる環境があります（予約が必要な場合もありますので、まずは窓口にお問い合わせください）。



インターネット出願する場合、どのような準備が必要ですか？

- ① インターネット出願ソフトをダウンロードしてPCにインストール
  - ② 電子証明書（個人の場合はマイナンバーカードも利用可能）
  - ③ 電子証明書がICカードタイプの場合はICカードリーダ
- を準備する必要があります（知財総合支援窓口を利用する場合は②（電子証明書）を必ずお持ちください）。
- 詳しくは次ページの「電子出願ソフトサポートサイト」をご覧ください。





## 紙出願に役立つサイト



<http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/>

インターネット出願を行う場合、「さくっと書類作成」を使うと、願書の作成がスムーズにできます！  
 詳細な操作方法は、「さくっと書類作成」のヘルプをご覧ください。  
 なお、知財総合支援窓口の端末を利用して出願する場合は、事前に窓口を確認してください。



<https://sakutto.pcinfo.jpo.go.jp/>

インターネット出願のメリットを教えてください。

インターネット出願のメリットとしては、例えば以下が挙げられます。

- ① 紙出願の場合は出願時に加え、特許庁に書面を提出するたびに、書面を電子化するための**手数料**がかかりますが、インターネット出願なら**不要**です！  
 電子化手数料：2,400円＋枚数×800円
- ② 書類の電子化による**審査の遅れもありません**！
- ③ 書式の**自動チェック機能**があります！
- ④ 手数料の支払に**クレジットカード**も使えます！
- ⑤ 特許庁からの**通知をオンライン**で受け取ることもできます！
- ⑥ 出願時の書類以外の**提出もオンライン**でできます！

紙出願の場合は、次のページのサイトから願書をダウンロードしてください。



<https://faq.inpit.go.jp/industrial/faq/search/result/10939.html?event=FE0006>



[https://faq.inpit.go.jp/content/files/trademark2021\\_0531.pdf](https://faq.inpit.go.jp/content/files/trademark2021_0531.pdf)

紙の願書の詳しい記載方法は「商標登録出願書類の書き方ガイド」をご覧ください。



【書類名】商標登録願  
 【あて先】特許庁長官 殿  
 【商標登録を受けようとする商標】



【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】  
 【第43類】  
 【指定商品(指定役務)】**飲食物の提供**  
 【商標登録出願人】  
 【住所又は居所】**東京都千代田区霞が関3-4-3**  
 【氏名又は名称】**商標 太郎**



手数料はどのように支払えばよいですか？

手数料の納付方法はいくつかあります。自分に合った方法で納付してください。具体的な金額や納付方法についてはこちらをご覧ください。

➔ P29



もっと詳しく 指定する商品・サービスを記載する際によくある間違い

1. 商品・サービスを区切る記号に「、」(読点)を使用してしまう

指定する商品・サービスを複数記載するときは、商品・サービスの区切りに「、」(カンマ)を使用します。「、」(読点)や「・」(中黒)などカンマ以外の記号は使用しないようにしましょう。

反対に、一つの商品・サービスを表示する際には、その表示中に「、」(カンマ)を使用しないようにしましょう。

(1) 複数の商品・サービスを記載する場合

【不適切な例】

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】  
【第3類】  
【指定商品(指定役務)】 つや出し剤、せっけん類、化粧品

【適切な例】

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】  
【第3類】  
【指定商品(指定役務)】 つや出し剤、せっけん類、化粧品

(2) 一つの商品・サービスを表示する場合

【不適切な例】

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】  
【第35類】  
【指定商品(指定役務)】 化粧品、歯磨き及びせっけん類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

【適切な例①】

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】  
【第35類】  
【指定商品(指定役務)】 化粧品、歯磨き及びせっけん類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

【適切な例②】

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】  
【第35類】  
【指定商品(指定役務)】 化粧品、歯磨き及びせっけん類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供

2. 誤記が含まれている

指定する商品・サービスは、「商標」とともに商標権の権利範囲を決める非常に重要なものです。

指定する商品・サービスの記載に誤記がないか、願書を提出する前に、もう一度確認しましょう。

【不適切な例①】

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】  
【第1類】  
【指定商品(指定役務)】 工業用人口甘味料

(誤:「人口」→ 正:「人工」)

【不適切な例②】

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】  
【第33類】  
【指定商品(指定役務)】 発砲ワイン

(誤:「発砲」→ 正:「発泡」)

3. 類似群コードを願書に記載してしまう

類似群コードは、願書への記載事項ではありませんので、願書には、商品やサービス名だけを記載してください。

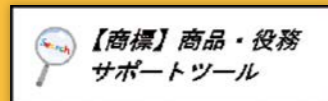
【不適切な例】

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】  
【第43類】  
【指定商品(指定役務)】 飲食物の提供 42B01

【適切な例】

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】  
【第43類】  
【指定商品(指定役務)】 飲食物の提供

商品・サービスの記載が、特許庁が明確と認める商品・サービス名と一致するかどうかは「【商標】商品・役務サポートツール」で簡単にチェックできますのでご利用ください!



<https://tfast.jpo.go.jp/tmsupport/top.html>  
※ Mozilla Firefox又はGoogle Chromeで御覧ください。



もっと詳しく 広い範囲の商品やサービスを指定していると登録できない?

本来、登録することができる商標は、実際に扱うか、扱う予定のある商品・サービスに限定されています。

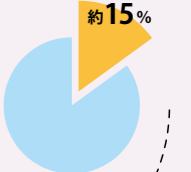
しかし、1つの区分内では広い範囲の商品・サービスを選んでも出願手数料は変わらないため、扱う予定のない範囲の商品・サービスまで権利を取る人もいます。

そうすると、その扱う予定のない商品・サービスを指定した商標権に邪魔されて、商標を登録できない人が出てくるかもしれません。

そこで、商標の審査では、出願する人が①1つの区分内で広い範囲の商品・サービスを選んでいるとき、又は②第35類の小売サービスを複数選んでいるときには拒絶理由を通知し、本当に商標を扱う予定があるかどうか確認しています。

広い範囲の商品・サービスを選んでいるかは、類似群コードの種類の数で判断します。※類似群コードについては「もっと詳しく 類似群コードとは」(P13)を参照してください。

広い範囲の商品やサービスの指定  
(商標法第3条第1項柱書)  
拒絶理由が通知された出願の約15%がこの理由によるものです



① 広い範囲の商品・サービスを選んでいるとき(1つの区分内で類似群コードが23種類以上)

1つの区分の中に、類似群コードが23種類以上ある場合には、審査官は、広い範囲の商品・サービスを選んでいると判断し、拒絶理由を通知します。

例	商品	類似群コード	カウント
第29類	焼きりんご	30A01	1
	ごま油	31C01	2
	乳製品	31D01	3
	牛乳	31D01	—
	食肉	32A01	4

同じ類似群コードなので、1種類とカウント  
区分内の類似群コードは4種類  
→ 拒絶理由の通知なし

② 小売サービスを複数選んでいるとき

小売サービスの類似群コードは、「35K〇〇」で表示されます。小売サービスは1つ選んだだけでも多くの商品・サービスの範囲をカバーできます。そのため、「35K〇〇」が2種類以上ある場合には、審査官は、広い範囲のサービスを選んでいると判断し、拒絶理由を通知します。

例1	サービス	類似群コード	カウント
第35類	菓子及びパンの小売	35K03	1
	茶・コーヒーの小売	35K03	—

同じ類似群コードなので、1種類とカウント  
→ 拒絶理由の通知なし

例2	サービス	類似群コード	カウント
第35類	菓子及びパンの小売	35K03	1
	化粧品の小売	35K10	2

35K〇〇が2種類以上  
→ 拒絶理由の通知あり

出願が①又は②に該当するかについては、判断が難しい場合があります。分からない場合は、弁理士に相談することをおすすめします。また、知財総合支援窓口でも無料でアドバイスを受けられます。



## 願書に加えて提出しておくとい書類



今は扱っていないけど、今後幅広く商品・サービスを扱う予定があります。拒絶理由が通知されないようにする方法はありますか？

審査が始まるまでに以下の追加書類をあらかじめ提出しておく、この拒絶理由は回避できます。拒絶理由が通知されてから書類を提出することで、拒絶理由を解消させることもできますが、スムーズな登録のためには、拒絶理由が通知される前にあらかじめ書類を提出しておきましょう。



<https://www.jpo.go.jp/system/basic/otasuke-n/shohyo/kyozetsu/kaisetsu.html#anc1>

「商標法第3条第1項柱書(使用についての疑義)」をクリックしてください。

### 提出しておくとい書類(追加書類)

- ① 商標の使用を開始する意思を示す書面
  - ② 事業予定を示す書面
  - ③ 商品カタログ等(使っている商品があれば)
- ※①～③の書類を「物件提出書」に添付して提出してください。

### 提出する時期

出願と同時に、出願番号通知が届いた後、出願からおおむね2か月程度までに提出しておくといでしょう。

【書類名】物件提出書  
 【提出日】令和●年●月●日  
 【あて先】特許庁長官 殿  
 【事件の表示】  
     【出願番号】商願2023-999999  
 【提出者】  
     【識別番号】○○○○○○○○○○  
     【住所又は居所】東京都千代田区霞が関3-4-3  
     【氏名又は名称】○○ ○○  
 【提出する物件】  
 【提出物件の目録】  
     【物件名】商標の使用を開始する意思 1  
     【物件名】事業予定 1

### 商標の使用を開始する意思

本願指定商品・役務の第●類について○○の事業予定があり、令和●年●月頃から商標の使用を開始する予定である。

令和●年●月●日  
 ○○ ○○

### 事業予定

●年●月: 商品販売プロジェクトチーム立ち上げ  
 ●年●月: 商品販売開始

令和●年●月●日  
 ○○ ○○



事業予定を他人に知られたくないのですが…

商標を使う予定があることを確認するために、事業の準備状況を説明していただければ足りるので、例えば、事業の契約内容まで記載する必要はありません。



[https://faq.inpit.go.jp/content/industrial/files/03\\_5\\_jyoushin.doc](https://faq.inpit.go.jp/content/industrial/files/03_5_jyoushin.doc)

上申書のフォーマットはこちら



一部の商品・サービスは既に扱っています。どう説明すればよいですか？

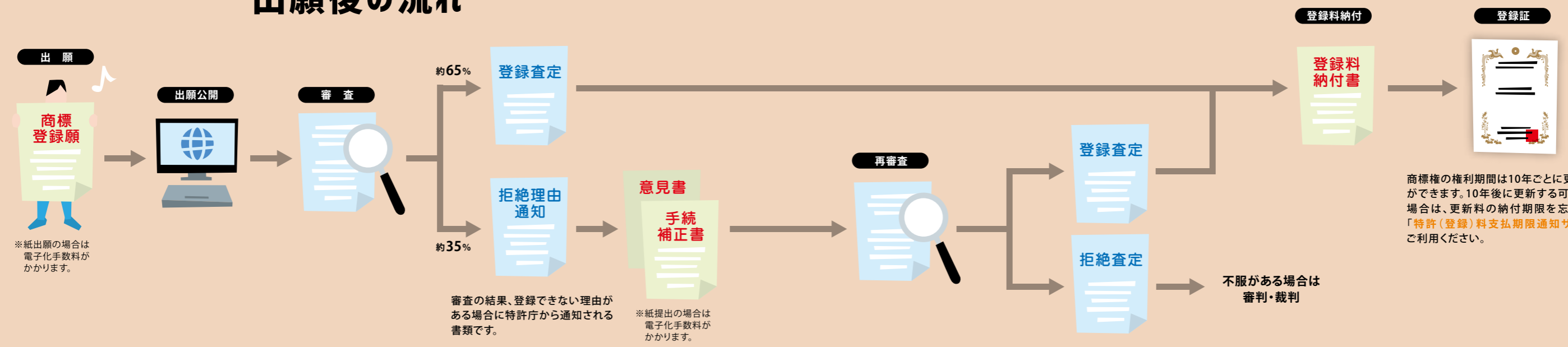
実際に扱っている商品・サービスは、その旨を上申書の【上申の内容】に記載し、その証拠(商品カタログやウェブサイトの写し)を上申書と一緒に提出しましょう。



ポイント  
5

広い範囲の商品・サービスを指定している場合、願書に加えて、提出しておくとい書類を準備・提出する

# Step 5 出願後の流れ




拒絶理由通知を受け取った場合、どうしたらよいですか?

拒絶理由通知は最終結果ではありません。その後の対応によって登録査定となる場合も少なくありません。対応方法が分からない・不安な方は、弁理士に相談しましょう。また、知財総合支援窓口でも無料でアドバイスを受けられます。特許庁ホームページの「お助けサイト～通知を受け取った方へ」も参考にしてください。




「特許(登録)料支払期限通知サービス」とは何ですか?

商標権の権利期間は10年と長いので、更新時期を失念してしまう場合もあるかもしれません。通知サービスに登録しておく、納付期限まで6か月を切った時点で、登録したメールアドレス宛てに更新時期のお知らせが届きます(無料)。

 特許(登録)料支払期限通知サービス  
利用無料・免費事項 プライバシーポリシー

<https://www.rpa.jpo.go.jp/rpa-web/GP0101>




「お助けサイト」についてもう少し教えてください!

「お助けサイト」では、特許庁からの通知の見方やその後の手続についてご案内しています。拒絶理由通知が送付された場合の、応答の期限日の計算や、登録査定が送付された場合の登録料の納付方法の確認などもできます。



<https://www.jpo.go.jp/system/basic/otasuke-n/index.html>



## 出願前チェックリスト

	はい	いいえ	
「識別力」がある商標にしていますか?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	Step 1 商標の決定を確認しましょう。 → P3
願書に記載する商品・サービスの表示はJ-PlatPatに掲載されているものから選びましたか?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	Step 2 商標を使う商品・サービスの指定を確認しましょう。 → P5
商品・サービスの区分を、願書の【第○類】の欄に正しく記載しましたか?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	Step 2 商標を使う商品・サービスの指定を確認しましょう。 → P5
J-PlatPatで似たような商標が登録されていないか調査しましたか?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	Step 3 似たような登録商標がないか調査を確認しましょう。 → P9
願書に記載する商品・サービスは自分が現在扱っている又は扱う予定があるものですか?	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	広い範囲の商品・サービスを記載しているときは、商標の使用予定が確認される可能性があります。Step 4 出願書類の作成と出願を確認しましょう。 → P18

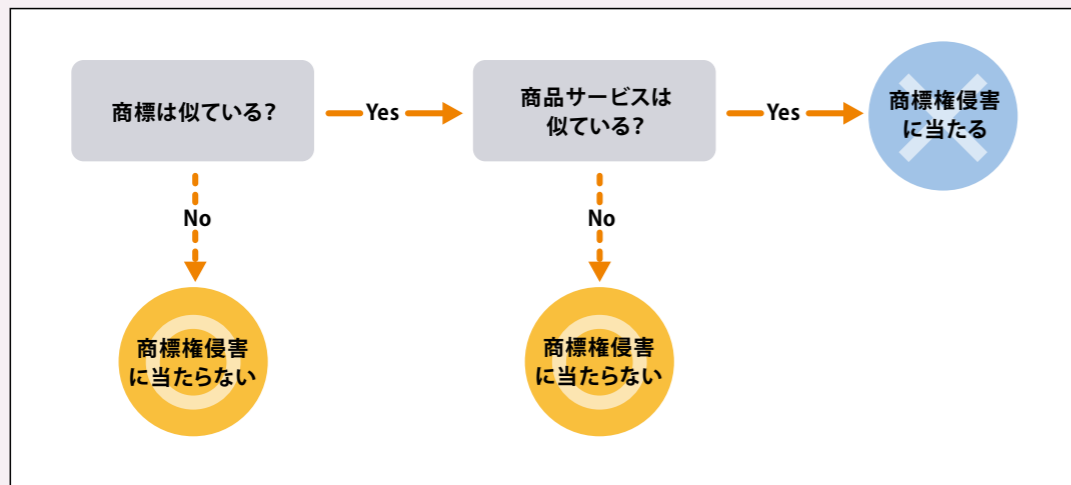
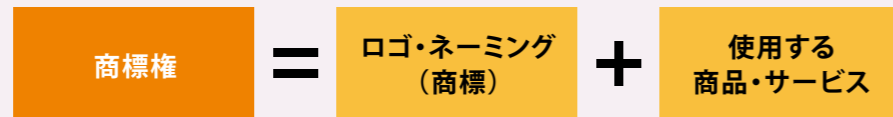
商標権は、ロゴやネーミング(商標)と使用する商品・サービスの組合せで1つの権利となっています。商標登録すると、登録した商品・サービスの範囲で、商標を独占して使用できるようになります。また、他人が似ている商標を似ている商品・サービスに無断で使っていた場合、商標権侵害として使用をやめるよう求めたり、損害賠償を請求できるようになります。さらに、事業を広げる場合に、他人に対して、安心して商標の使用を許諾(ライセンス)することができます。

商標権侵害かどうかについては以下のように考えますが、判断に迷ったときは、弁理士に相談することをおすすめします。また、知財総合支援窓口でも無料でアドバイスを受けられます。

【例】



商品:自動車  
役務:自動車の修理



商標登録しておかないと、ビジネス上何かリスクはありますか？

誰かが先に商標登録をしまうと、あなたがその商標を使うことができなくなる可能性があります。商品展示会やホームページで新商品・サービスを発表する前に商標出願しておくのがおすすめです。



商標権がなければ、偽物の製造・販売を止めることも困難です。昨今ではインターネット通販サイトで偽物が出回ることもあります。商標登録していれば、事前の申請によりインターネット通販サイト運営者が偽物の出品を排除してくれたり、偽物の出品を削除するようサイト運営者に要請することができる場合もあります。



海外でビジネスする場合はどうしたらよいですか？

特許庁に商標登録しても、その効果は海外には及びません。海外展開する場合には、その国で商標登録する必要があります。詳しくは弁理士にお問い合わせください。また、知財総合支援窓口でも無料でアドバイスを受けられます。



商標をどう活用したらよいか、もっと知りたいです！

商標の活用事例集  
「事例から学ぶ 商標活用ガイド -ビジネスやるなら、商標だ!-」をぜひご覧ください。  
ビジネスにおける活用方法や権利化に関するメリット等を実際の事例を通じて紹介しています。



[https://www.jpo.go.jp/support/example/document/trademark\\_guide2019/guide01.pdf](https://www.jpo.go.jp/support/example/document/trademark_guide2019/guide01.pdf)



文字や図形だけでなく、立体的な形状、音、色彩のみなど、いろいろな商標の種類があります。

文字	図形	文字+図形
		
立体的形状	音	色彩のみ
		
ホログラム	位置	動き
		



[https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/syohyou\\_5\\_3.html](https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/trademark/syohyou_5_3.html)

標準文字制度についてはこちら



「さくっと書類作成」(P15)を使って出願書類を作成しているのですが、「標準文字」とはどのような文字ですか。

「標準文字」とは、特許庁が定めた明朝体風のフォントの文字です。「標準文字」で出願すると、商標はこの明朝体風のフォントの文字になります。なお、図形との組合せや、デザイン化、二段書きの商標は「標準文字」として認められません。



「さくっと書類作成」(P15)を使って文字商標を出願したいときには、「標準文字」を選ばなければいけないのですか？

「標準文字」を選ぶと商標をテキストデータで入力できますので、出願時の手間を減らせます。「標準文字」以外を選ぶと、イメージデータを作成して取り込む必要があります。文字の書体にこだわりのないなら、「標準文字」で出願の方が簡単です。



標準文字で登録した場合、権利範囲が広がるのですか？

いいえ。「標準文字」として登録された権利の範囲は、登録された「明朝体風の文字」と似ている範囲のみになります。通常の商標登録と比較してその範囲の広さに差異はありません。





日本の中小企業経営を支えたい

まずはお電話  
ください!

**0570-082100**

全国47都道府県に設置されたお近くの窓口におつなぎいたします

知財総合支援窓口一覧

都道府県	設置場所	電話番号
北海道	札幌市北区北7条西4-1-2 KDX札幌ビル5階 北海道知的財産情報センター	011-747-8256
青森県	青森市長島1-1-1 青森県庁北棟1階 青森県知的財産支援センター内	017-762-7351
岩手県	盛岡市北飯岡2-4-25 地方独立行政法人岩手県工業技術センター2階	019-634-0684
宮城県	仙台市泉区明通2-2 宮城県産業技術総合センター2階	022-725-6370
秋田県	秋田市山王3-1-1 秋田県庁第二庁舎2階	018-860-5614
山形県	山形市松栄2-2-1 山形県高度技術研究開発センター1階	023-647-8130
福島県	郡山市待池台1-12 福島県ハイテクプラザ2階	024-963-0242
茨城県	水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館9階	029-224-5339
栃木県	宇都宮市ゆいの杜1-5-40 とちぎ産業創造プラザ内	028-670-2617
群馬県	前橋市亀里町884-1 群馬産業技術センター1階	027-290-3070
埼玉県	さいたま市中央区上落合2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ3階	048-621-7050
千葉県	千葉市中央区富士見2-3-1 塚本大千葉ビル5階	043-305-5724
東京都	港区虎ノ門3-1-1 虎の門三丁目ビルディング1階	03-6424-5081 03-6273-3332
神奈川県	横浜市西区南幸2-19-4 南幸折目ビル9階902号室	045-620-4062
新潟県	新潟市中央区鏡西1-11-1 新潟県工業技術総合研究所2階 長岡市千秋2-2788-1 千秋が原ビル2階	025-211-3722 0258-86-5064
山梨県	甲府市大津町2192-8 アイメッセ山梨3階	055-243-1888
長野県	長野市若里1-18-1 長野県工業技術総合センター3階 岡谷市長地片間町1-3-1 長野県工業技術総合センター1階	026-228-5559 0266-23-4170
静岡県	静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館1階 沼津市大手町1-1-3 沼津産業ビル3階 浜松市中区東伊場2-7-1 浜松商工会議所会館8階 (公財)浜松地域イノベーション推進機構内	054-251-6000 055-963-1055 053-489-8111
富山県	高岡市二上町150 富山県産業技術研究開発センター技術開発館1階 富山市高田527 富山県総合情報センター情報ビル2階	0766-25-7259 076-432-1119
石川県	金沢市鞍月2-20 石川県地場産業振興センター新館1階	076-267-5918 076-256-1910
岐阜県	各務原市テクノプラザ1-1 テクノプラザ5階	058-325-8098
愛知県	名古屋市中種区千種通7-25-1 サンライズ千種6階6-B	052-753-7635
福井県	福井市川合鷺塚町61字北稲田10 福井県工業技術センター1階	0776-55-2100

## 知財総合支援窓口 (INPIT:独立行政法人工業所有権情報・研修館)

中小企業等が抱えるアイデア段階から事業展開、海外展開までの様々な経営課題等に対し、よろず支援拠点をはじめとする関係支援機関と連携しつつ、知的財産の側面から効率的・網羅的に解決を図ります。知財総合支援窓口は全国47都道府県に設置されています。

- ✓ 相談無料、秘密厳守です!
- ✓ 経験豊富な企業OB等の窓口支援担当者が、相談内容に応じてアドバイスします!
- ✓ 弁理士・弁護士・中小企業診断士等の専門家からのアドバイスも無料で受けられます!
- ✓ 訪問・電話・ウェブによる支援も可能です!

- ご案内時間帯: 平日9:00~17:00(土日・祝祭日は除く) ※各窓口により異なる場合があります。
- 「自動ガイダンス」が流れた後に、知財総合支援窓口につながります。
- 回線が繋がると「…秒ごとに…円の通話料金でご利用いただけます」というアナウンスが流れます。
- お近くの知財総合支援窓口までの通話料は発信者側の負担となります。
- 一部のIP電話・携帯電話からはご利用になれません。



<https://chizai-portal.inpit.go.jp/>

都道府県	設置場所	電話番号
三重県	津市栄町1-891 三重県合同ビル5階 四日市市鶴の森1-4-28 ユマニテクプラザ1階	059-253-8310 059-327-5830
滋賀県	栗東市上砥山232 滋賀県工業技術総合センター別館1階	077-558-3443
京都府	京都市下京区中堂寺南町134番地 京都市サーチパーク内京都府産業支援センター2階	075-326-0066
大阪府	大阪市西区靱本町1-8-4 大阪科学技術センタービル4階 東大阪市荒本北1-4-1 クリエイション・コア東大阪南館2階	06-6444-2300
兵庫県	神戸市中央区港島中町6-1 神戸商工会議所会館4階 神戸市須磨区行平町3-1-12 兵庫県立工業技術センター内 技術交流館1階	078-306-6808 078-731-5847
奈良県	奈良市柏木町129-1 奈良県産業振興総合センター内2階	0742-35-6020
和歌山県	和歌山市本町2-1 フォルテワジマ 6階	073-488-3256
鳥取県	鳥取市若葉台南7-5-1 公益財団法人鳥取県産業振興機構 本部内 米子市日下1247 公益財団法人鳥取県産業振興機構 西部センター内	0857-52-5894 0859-36-8300
島根県	松江市北陵町1 テクノアークしまね1階	0852-60-5145
岡山県	岡山市北区芳賀5301 テクノサポート岡山3階	086-286-9711
広島県	広島市中区千田町3-13-11 広島発明会館	082-247-2562
山口県	山口市小郡令和1-1-1 KDDI維新ホール内	083-902-2166
徳島県	徳島市雑賀町西開11-2 徳島県立工業技術センター2階	088-669-0158
香川県	高松市林町2217-15 香川産業頭脳化センタービル2階	087-802-3650
愛媛県	松山市久米窪田町337-1 テクノプラザ愛媛2階	089-960-1118
高知県	高知市布師田3992-3 高知県工業技術センター4階	088-854-8876
福岡県	福岡市中央区天神4-4-11 天神ショッパーズ福岡8階 福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センタービル6階 北九州市戸畑区中原新町2-1 北九州テクノセンター1階	092-401-0761 092-622-0035 093-873-1432
佐賀県	佐賀市鍋島町八戸溝114 佐賀県産業イノベーションセンター内	0952-30-8191
長崎県	大村市池田2-1303-8 長崎県工業技術センター内	0957-46-6230
熊本県	熊本市中央区水道町7-16 富士水道町ビル2階	096-327-9975
大分県	大分市高江西1-4361-10 大分県産業科学技術センター内	097-596-6171
宮崎県	宮崎市佐土原町東上那珂16500-2 宮崎県工業技術センター2階	0985-74-3956
鹿児島県	鹿児島市名山町9-1 鹿児島県産業会館中2階	099-295-0270
沖縄県	浦添市伊祖2丁目2-2 明幸ビル3階	098-987-6074

# 手数料・納付方法



## 手数料(商標)

出願料	3,400円 + (区分数 × 8,600円)	
電子化手数料(紙による手続のみ)※	2,400円 + 枚数 × 800円	
登録料	10年分 一括納付	区分数 × 32,900円
	5年分 分割納付	区分数 × 17,200円
更新料	10年分 一括納付	区分数 × 43,600円
	5年分 分割納付	区分数 × 22,800円

※紙出願時の電子化手数料は、電子化業務を行っている登録情報処理機関から送付される振込用紙を使って所定の金融機関へ振り込みます。  
 ※電子化手数料は、願書以外にも意見書・補正書等の中間書類や更新登録申請書等にもかかります。  
 ※納付のタイミングによって旧料金が反映される場合もあります。詳細は特許庁ホームページを確認してください。

料金改定について

[https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/kaisei/2022\\_ryokinkaitei.html](https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/kaisei/2022_ryokinkaitei.html)



## 納付方法(出願料・登録料・更新料)

	オンライン	紙
クレジットカードによる支払 (発行会社所定の3Dセキュア登録が必要)	○	○ 特許庁窓口での支払のみ
口座振替による支払 (事前に特許庁に銀行口座を登録)	○	×
電子現金納付(Pay-easyを利用)による支払 (インターネット出願ソフトで納付番号を取得して支払う)	○	△ 事前手続をするために、インターネット出願ソフトが必要
現金納付書を利用した支払 (特許庁に現金納付書交付を依頼し、支払後は特許庁に納付済証を提出)	△ 出願料は、手続補足書の書面提出が必要 登録料・更新料は利用不可	○
予納 (特許庁に予納台帳を登録し、そこから必要金額を引き落とす)	○	○
特許印紙	×	○

こちらのサイトで料金を計算できます。  
 ここで最新の料金を確認して手続しましょう。



<https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/jidou-keisan/index.html>